

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「託麻スポーツセンター」の次に「、熊本市城南B&G海洋センター」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市体育施設条例第12条の規定により熊本市城南B&G海洋センターの指定管理者の指定（令和6年3月31日までの間の管理に係る指定に限る。）をする場合は、同条例第13条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。

（提出理由）

熊本市城南B&G海洋センターに指定管理制度を導入するとともに、その指定管理者の指定の手続の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。